

## 平成23年度「電子政府利用促進週間」の実施について

2011年（平成23年）10月21日

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」（2004年（平成16年）9月15日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2011年度（平成23年度）の電子政府利用促進週間の実施について、下記のとおり定める。

これに基づき、本週間を中心に、予算の効率的かつ効果的な執行に配慮しつつ、電子政府に関する普及啓発活動を展開するものとする。

### 記

#### 1 主催

総務省、全府省

#### 2 実施期間

2011年（平成23年）10月31日（月）から11月6日（日）まで

#### 3 実施事項

##### (1) 利用者視点に立った電子行政サービス実現への取組

###### ア オンライン申請の利用の改善に向けた取組

「新たなオンライン利用に関する計画」（2011年（平成23年）8月3日IT戦略本部決定）で業務プロセス改革の対象とされた重点手続を中心として、国民等利用者に対する普及啓発及びニーズの把握に努めるものとする。具体的には次の取組を行う。

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種広報媒体を活用して、オンライン申請のメリット等を広く周知する。
- ② 士業、企業担当者等申請を行う機会が多い者に対する説明会・講習会等の実施、分かりやすく、かつ、なじみやすいパンフレット等の配布、申請窓口等における利用者への案内等を通じたオンライン申請の利用勧奨を行う。また、申請システムに複数件分の申請を一括で行う機能を導入している場合は、これが企業等により広く活用されるよう周知する。
- ③ 国民本位の電子行政を推進する観点から、電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問合せや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、オンライン申請の利便性を向上させる取組に活用する。
- ④ 職員が、申請窓口等に来所した利用者にオンライン申請のメリットや申請方

法等を適切に案内できるよう、職員への研修、啓発等を実施する。

#### イ 行政情報の電子的提供の改善に向けた取組

各府省において、提供するホームページに関して、利用者に対するアンケート調査やヘルプデスクが受け付けた問合せや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、これを踏まえて提供する情報の拡充、迅速な情報提供、情報の分かりやすさや探しやすさの向上に努める。

また、e-Govにおいて、現行のトップページとは別に掲載情報を簡素化した試行運用版のトップページを作成して双方を並行運用し、使い勝手等について利用者にアンケート調査を行い、結果をe-Govの見直しに反映させる。

### (2) 情報管理の徹底

ア 電子政府の基盤法制である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)の趣旨や制度について、全国51か所に設置している情報公開・個人情報保護総合案内所等において周知を図る。

イ 職員に対し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨や制度について、周知徹底を図る。

ウ 職員に対し、情報セキュリティポリシーに基づき職員が遵守すべき事項について改めて周知徹底を図る。

エ 職員に対し、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨や制度について、周知徹底を図る。

### 4 その他

各府省間の情報共有を図り、政府全体として電子政府に係る普及啓発活動の効果的な推進に資するため、本週間を中心とした活動実績等について、各府省の状況を総務省へ報告するものとする。